

松戸市 市民活動 助成制度

平成28年度
募集要項



【募集期間】

平成27年8月3日（月）
～9月30日（水）

受付時間 8時30分～17時

※郵送・FAX・Eメール提出不可

【お問い合わせ】

松戸市役所 市民自治課

（市役所本館3階）

TEL 047-366-7062



目 次

	頁
1 市民活動助成制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 対象者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 助成金額について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5 事業の流れ・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6 事業への応募方法について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7 市民活動助成事業の選考方法について・・・・・・・・	8
8 採択の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9 採択後のスケジュールについて・・・・・・・・	9
10 成果物への「松戸市市民活動助成事業」の表示について	9
11 事業企画書の記入例	10
12 平成 27 年度市民活動助成事業（参考）	15
13 市民活動助成事業に関する Q & A	16
松戸市協働のまちづくり基金・・・・・・・・	19
協働のまちづくり基金寄附者一覧（平成 26 年度）	20

1 市民活動助成制度の趣旨

【市民活動助成制度とは】

新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。なお、この助成金は市民との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」(注1)を原資としています。

(注1) 松戸市協働のまちづくり基金

この基金は、市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。(19 ページ参照)

2 対象者の要件

助成事業に申請できる方は、申請時点において、次に掲げる要件を満たす市民活動団体(注2)です。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。

(注2) 市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 対象事業 (実施期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

平成 27 年度実施分から、助成部門が 2 種類になりました。

新しく事業を立ち上げるときや、今行っている事業を発展させたいときに申請できる「スタート助成」と、既存事業を拡大、発展させたいときに申請できる「ステップアップ助成」です。

※ 同じ事業を一度に 2 つの部門に提案することはできません。

助成部門		スタート助成	ステップアップ助成
助成金額		10 万円以内	30 万円以内
助成率		対象経費の 90%まで	
助成回数		それぞれ 2 回まで	
申請要件	相違項目	● 市民活動団体が行う公益性の高い市民活動事業	● 市民活動団体が行う特に公益性の高い市民活動事業
		● 新規事業または既存事業を拡大・発展させる事業	● 既存事業を拡大・発展させる事業
	● ステップアップ助成を受けた事業でない		
申請要件	共通項目	● 市民活動団体構成員のみを対象とする事業でない	
		● 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する	
		● 本市の他の制度で財政支援を受けていない	
審査の厳しさ		<u>スタート助成</u> < <u>ステップアップ助成</u> ステップアップ助成のほうが上限金額が高いため、より厳格に審査されます	

4 助成金額について

【対象経費】

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

予算科目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費、謝礼金など (例：講演会の講師謝礼、指導に対する謝礼、アドバイザー謝礼、保育士謝礼など) 	*団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品類（例：各種事務用紙、封筒、ボールペン、鉛筆、消しゴムなどの文具類、プリンターインク、消毒剤、塗料など） ・講座、イベントにおける実習等で必要となる材料費等 (例：科学実験のための材料代、料理教室開催の際の材料代など) 	
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・講座を実施するために必要と認められる食糧費 (例：ワークショップ参加者のためのお茶菓子、講師の水代など) 	*団体の構成員が飲食するもの
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な印刷製本代、コピー代など (例：文書、冊子・パンフレット類、ポスター・チラシ等のコピー代、外部業者への印刷代など) 	
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・物品作成や専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など 	*事業をそのまま外部に委託することは禁止します。

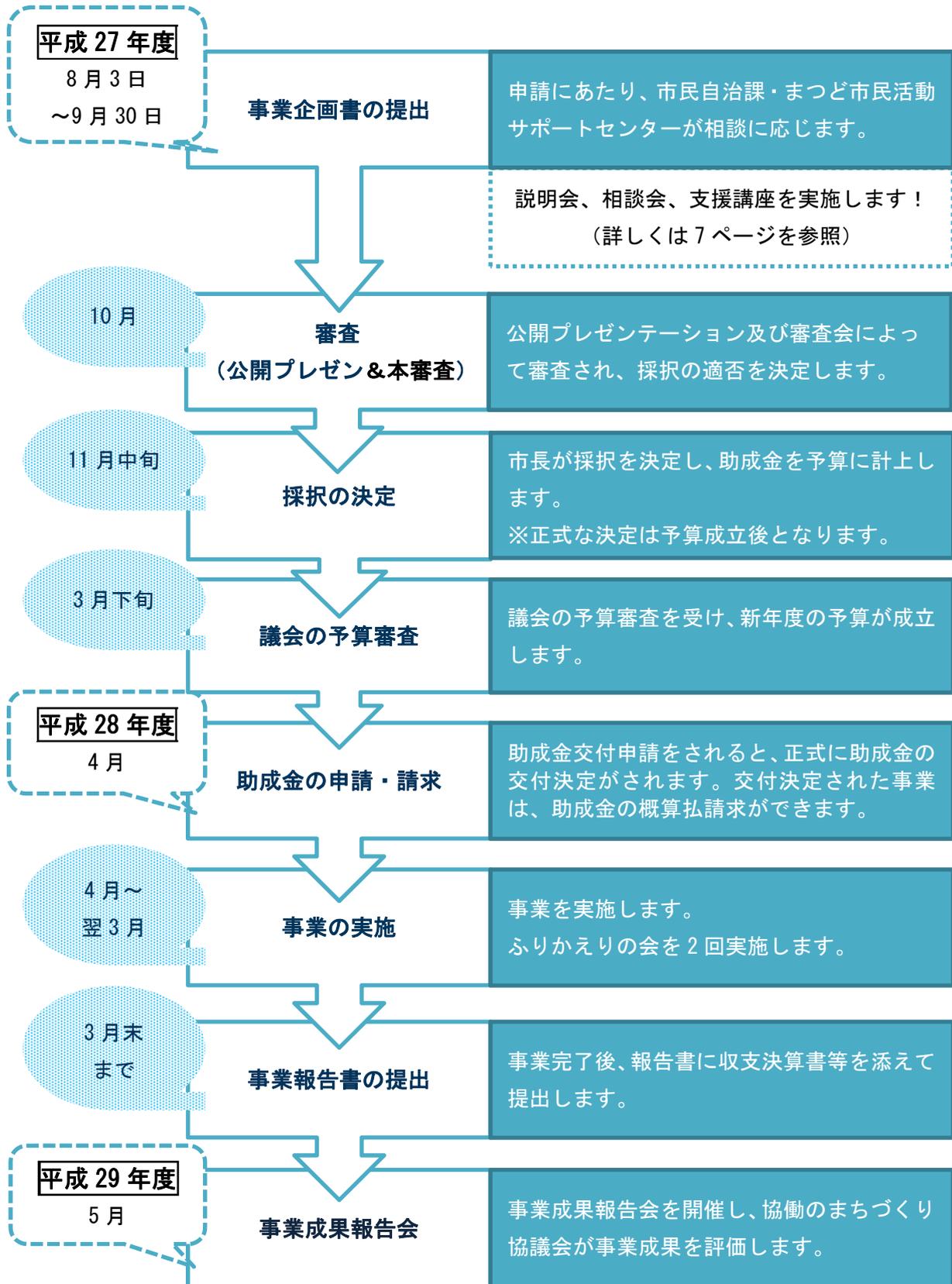
予算科目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
使用料 及び賃借料	・会場使用料、機材賃借料など (例：市民センター使用料、音響機材のレンタル代、プロジェクター、スクリーン等機材のレンタル代など)	*団体が打合せに使用する 場合の会場使用料
通信運搬費	・事業を実施するために必要な通信費 など (例：切手代、はがき代、宅配便代など)	
保険料	・イベント行事保険、検査費用など (例：行事保険料、検便費用など)	*ボランティア活動保険
その他事業 に要する直 接経費のう ち、市長が必 要と認める もの	・市民自治課と協議の上、対象経費と するかどうか決定します。	

- ※ 燃料費については、暖房等の灯油代や、移動のために自動車に給油するガソリン代は対象となりません。
- ※ 備品については、原則対象とはなりません（備品に該当するものについては、市民自治課へご相談下さい）。事業を実施する上で、不可欠な場合は、市民自治課と協議して下さい。
- ※ 対象経費、対象外経費についてのご相談は、市民自治課へお問い合わせ下さい。

【助成金の額】

- ① スタート助成の場合、1事業あたり10万円以内であること。
- ② ステップアップ助成の場合、1事業あたり30万円以内であること。
- ③ 対象となる経費の90%以内であること。
- ④ 市民活動団体が調達する自己資金として対象経費の10%以上を確保すること。

5 事業の流れ・スケジュール



6 事業への応募方法について

【受付期間】

平成 27 年 8 月 3 日（月）～9 月 30 日（水）

【提出書類】

下記について、各 1 部を提出のこと。

- ① 事業企画書
- ② 団体概要調書
- ③ 事業計画書
- ④ 事業の予算概要
- ⑤ 団体の規約・会則
- ⑥ 役員名簿、構成員名簿（構成員が 5 人以上であることがわかる書類）
- ⑦ 今年度予算書、前年度決算書

各団体において作成しているものをご提出下さい。

※ 団体等の活動実績など参考資料を添付する場合には、12 部提出してください。

※ 申請書は個人情報を除き公開します。

※ ①～④の様式は、松戸市公式ホームページからもダウンロードできます。

松戸市ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

くらし ▶ 市民活動 ▶ 協働のまちづくり（市民活動の活性化と協働の推進）▶

市民活動助成制度 ▶ 平成 27 年度募集・平成 28 年度実施分

【提出先・問い合わせ先】

松戸市役所 市民部 市民自治課

（松戸市役所 本館 3 階）

※ 郵送や F A X、Eメールでの提出は受付しませんので、市民自治課
窓口に直接提出をお願いいたします。

（電 話）0 4 7 - 3 6 6 - 7 0 6 2

（Eメール）mshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp

【市民活動助成事業提案に向けての支援】

(1) 説明会 **※予約不要**

事前予約は不要ですので、直接会場にお越しく下さい。募集要項を使ってご説明いたします。両日とも内容は同じです。

日時 ①平成27年8月4日(火)10時から ②平成27年8月8日(土)10時から
会場 松戸市役所 議会棟2階 第3委員会室(両日とも同じ会場)

(2) 相談会 **※要予約**

市民活動助成事業提案に向けての相談会を希望される場合は、事前に市民自治課へお電話にてご予約下さい。

相談会実施期間 平成27年8月3日(月)～9月18日(金)

【まつど市民活動サポートセンターでの支援】

(1) 市民活動助成事業に関する相談 **※要予約**

まつど市民活動サポートセンターでは、市民活動助成事業等、市民活動に関する相談を随時受け付けています。

(2) 支援講座 **※要予約**

市民活動助成事業を提案しようと考えている市民活動団体を対象に、まつど市民活動サポートセンターが支援講座を実施します。詳細はお問い合わせください。

講座 市民活動助成サポート講座～助成金の基本知識&提案書のコツ～【全2回】

日時 ①平成27年8月23日(日) ②9月20日(日) 各13時30分～16時30分

会場 まつど市民活動サポートセンター

講師 ① NPO法人CANPANセンター代表理事 山田 泰久 氏

②まつど市民活動サポートセンターセンター長 阿部 剛 氏

定員 ①、②とも先着20団体(①は8月17日(月)、②は9月14日(月)までに要申込)

申込 電話またはEメールに氏名・電話番号・団体名をご記入の上、同センターへお申込ください。

まつど市民活動サポートセンター (松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内)

電話 047-365-5522 **H P** <http://www.matsudo-sc.com/>

Eメール hai_saposen@matsudo-sc.com

利用時間 午前9時～午後9時(日曜日 午前9時～午後5時) **休館日** 第1・3水曜日、年末年始

交通 松戸駅西口3番バス乗り場より京成バス「市川駅行き」に乗車し「浅間台」バス停下車

7 市民活動助成事業の選考方法について

市民・学識経験者等で構成される松戸市協働のまちづくり協議会（以下、「協議会」という）が、市民活動助成事業の選考のために審査会を開催し、審査を行ないます。

【審査方法】

事業企画書について、下記のとおり審査が行なわれます。

① 公開プレゼンテーション

プレゼンテーションは公開で行ないます。審査員に対し、事業企画書に基づき、申請者が事業の説明を行うとともに、審査員からの質疑を受けるなど、双方向の議論が展開されます。

※ 公開プレゼンテーションは必須です。

② 審査

公開プレゼンテーション終了後、審査を行います。

審査は、審査基準（注3）の項目毎に採点され、一定の基準点を越えた事業について「採択が適当である」とされます。基準点については、ステップアップ助成をスタート助成よりも高く設定しています。

なお、審査結果につきましては、協議会から市長に答申します。

【審査結果】

① 事業の採択の適否及び付帯意見

※ 順位を付します。

※ 各団体が得点した点数を公表します。

② 助成金額の適否

(注3) 審査基準

- ・ 先見性・独創性 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。
- ・ 活動の有効性 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。
- ・ 助成の必要性 助成する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。
- ・ 助成の適格性 団体の自立性の確保等が担保されるか。
- ・ 活動の将来性 助成終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。
- ・ 手段の効率性 事業費の見積り及び助成金額が適切か。
- ・ 実現可能性 自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。

8 採択の決定

市長は、協議会からの答申を尊重し、市として翌年度の市民活動助成事業の採択を決定するとともに、助成金の総額について、翌年度の予算編成手続きに入ります。

※ 助成金の原資は「協働のまちづくり基金」であり、状況によっては適当と認められた事業であっても、採択されない場合があります。

9 採択後のスケジュールについて

3月末に新年度予算が成立した後、市民活動助成金の予算（予定額）の範囲内において、採択の順位の高い方から順に助成する事業を決定します。平成28年度の助成金総額の予算規模は「松戸市協働のまちづくり基金」へ積み立てる寄附金の額に応じて変動します。

4月に市民活動助成金の交付申請の手続きを行なっていただき、正式に交付決定されます。

新規に実施する事業については、3月末頃に開催する事前説明会にて、今後の手続き、事業の進め方、対象経費の注意点などを説明します。

10 成果物への「松戸市市民活動助成事業」の表示について

事業の一環として、冊子、パンフレット、地図、映像資料等を作成する場合には、「松戸市市民活動助成事業」の文言を必ず記載してください。

1 1 事業企画書の記入例

年 月 日

(宛先)

松戸市長

住所(所在地) 松戸市〇〇-〇〇

申請者 団体の名称 △△△△の会

代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇 印

市民活動助成事業 事業企画書について

平成28年度松戸市市民活動助成事業へ応募したいので、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業名 認知症を正しく知ろう事業
- 2 申請区分 スタート助成 / ステップアップ助成
(いずれかに○)
- 3 事業費総額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 4 添付書類 (1) 団体概要調書
(2) 事業計画書
(3) 事業の予算概要

事業計画書

事業名	認知症を正しく知ろう事業
団体名	△△△△の会

<p>取り組もうとする松戸市のテーマ（課題）</p>	<p>（取り組もうとする課題について、その現状や背景なども含めて明確に記載して下さい。）</p> <p>高齢化の進展とともに、認知症の人数も増加している。65歳以上の高齢者では、7人に1人程度とされ、認知症の前段階と考えられている人も加えると4人に1人の割合と言われている。</p> <p>現在、松戸市においても、10万人を超える高齢者が暮らしており、認知症の人、その家族や友人等、認知症の人と接する人は、相当程度いるし、今後も増え続けることが予想される。</p> <p>しかし認知症への正しい知識や理解が、十分に市民に浸透していないことから、本人に自覚症状がない、周囲から適切なサポートを受けられない等の状況が見受けられる。</p>
<p>事業の目的</p>	<p>認知症に関する正しい知識の普及、啓発をすることにより、認知症を予防し、早期発見し、それを早期の治療につなげるほか、認知症の人を家族や地域でサポートし、認知症にならないように、もし認知症になっても安心して暮らし続けられるようにすること。</p>
<p>事業内容</p>	<p>（どのような課題の解決につながっていくのかが、わかるように事業内容を記載して下さい。）</p> <p>1 事業内容</p> <p>① 啓発パンフレットの作成、配布</p> <p>認知症の人、又はその家族、一般市民に対し、認知症に対する知識や、考え方を聞き、正しく理解されている部分、理解されていない部分を整理し、内容を決めるとともに、配布場所を検討する。</p> <p>相談機関、医療機関、市や県の担当課とパンフレットに掲載する連絡先について協議する。</p> <p>② 専門家を招き、認知症に関する講演会を開催</p> <p>認知症に関する専門家（医師、相談員等）を講師に招き、講演会を行うとともに、認知症の家族とのパネルディスカッション、参加者との意見交換を行う。</p> <p>同時に、パンフレットの配布も行う。</p> <p>なお、講演会終了後、参加者からアンケート用紙を回収し、認知症への理解度を調べる。</p>

	2 スケジュール	
	具体的な取り組み	実施体制、対象、場所など
4～7月	パンフレット作成	認知症の人、又はその家族、一般市民への聞き取り 事務所にて作業
8月	パンフレット印刷	業者に依頼
9月	パンフレット配布	配布 (市へ配布依頼し、公共施設に設置)
10月	講演会準備、周知	広報まつどに掲載、ポスターなどを掲示 アンケート内容の検討
11月	講演会開催 アンケート実施	参加者にパンフレット配布
12月～ 1月	アンケート集計 ふりかえり	認知症に対する理解度を把握する事業を振り返る
既存の事業からステップアップする部分 ※ステップアップ助成のみ	(今までに実施してきた事業に比べて、どのような点をステップアップしたいのかを記載してください。)	
事業の目標	(事業に取り組む上で、どれだけのことを達成したいのか、その目標を記載して下さい。) ※事業の成果目標は、できるだけ数値などを用いて、具体的に記載して下さい。 ・パンフレット配布数 1,000部、講演会参加人数 100人 ・アンケートで「認知症への理解が深まった」を80%	
今後の展望	(助成終了後の将来の展望を記載してください。) パンフレットを手に取り、講演会に参加して興味を持った方を活動の仲間を迎えるなど、啓発の担い手を増やし、より広く市民に対して知識を普及していきたい。	

事業の予算概要

【収入】

(単位：円)

科目		金額	積算内訳
団体	〇〇団体拠出金	¥ 15,000	対象事業費の一部及び対象外経費を団体の会計より拠出
	寄付金	¥ 5,000	〇〇様より当団体への寄付金
	事業収入	¥ 20,000	200円*100人(参加料)
	自己資金の合計額(A)	¥ 40,000	
市	市民活動助成金(B)	¥ 100,000	
合計額(C) = (A+B)		¥ 140,000	

【支出】

科目		予算額	積算内訳
助成金の交付対象経費	報償費	¥ 25,000	外部講師謝礼
	印刷製本費	¥ 30,000	広報チラシの印刷代 30円*1,000部
		¥ 50,000	パンフレットの印刷代 50円*1,000部
	消耗品費	¥ 8,000	チラシ、ポスター用紙 2円*3,500枚 50円*20枚
	使用料	¥ 3,000	会場使用料 1,000円*3時間
	賃借料	¥ 5,000	音響器材使用料 5,000円
	通信費	¥ 8,200	切手代 82円*100人
	対象経費の合計(D)	¥ 129,200	
その他経費	食糧費	¥ 5,000	会員の昼食代 500円*10人
	交通費	¥ 5,800	会員の交通費 580円(往復)*10人
	その他経費の合計(E)	¥ 10,800	
合計額(F) = (D+E)		¥ 140,000	

【チェック項目】

- 1 助成金(B)が、対象となる経費(D)欄の90%以内であること。
- 2 自己資金(A)欄が、「対象経費(D)欄の10%以上」であること。
- 3 助成金(B)が、スタート助成の場合は1事業あたり10万円以内、ステップアップ助成の場合は1事業あたり30万円以内であること。
- 4 対象経費については、必ず証拠書類を添付すること。

1 2 平成 27 年度市民活動助成事業（参考）

平成 27 年度の市民活動助成事業では、次の 8 事業を実施しています。

（1）スタート助成 7 事業

NO	事業名	団体名	総事業費	助成金額
1	河原塚史編纂事業	河原塚史編纂委員会	124,500 円	77,400 円
2	「カレーを食べる会」事業	五番街ふれあいセンター	322,000 円	100,000 円
3	伝えたい大震災の記憶・学びたい大震災の体験の講演会・ワークショップ事業 Part2	東日本大震災復興支援 松戸・東北交流プロジェクト	165,700 円	100,000 円
4	認知症の啓発活動と患者・家族の支援体制づくり事業	松飛台自治会連合会	219,200 円	100,000 円
5	けん玉で遊ぼう事業Ⅱ	昔のあそびと遊ぼう会	115,300 円	97,000 円
6	外国人の子ども支援を考える事業	認定 NPO 法人 外国人の子どものための勉強会	124,720 円	100,000 円
7	知っておくと安心！食品の安全な取り扱い手帳を市民に手渡ししたい～講演会の実施等で～事業	食の安全安心を考える市民の会	120,300 円	100,000 円

（2）ステップアップ助成 1 事業

NO	事業名	団体名	総事業費	助成金額
1	団塊シニア世代の地域デビュー事業	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	801,800 円	300,000 円

1 3 市民活動助成事業に関する Q & A

Q 1 市民活動助成制度と協働事業提案制度に申請できる事業の違いは何ですか？

- A 市民活動助成制度は、まだ設立して間もない団体や、団体が単独で、身近な地域課題の解決のために行なう事業を支援するための補助金制度です。一方、協働事業提案制度では、市と団体とで協議して事業企画を練り、役割分担のもと、事業を実施することになります。

Q 2 市民活動助成制度と協働事業提案制度、両方に申請することは可能ですか？

- A 前項のとおり、市民活動助成制度と協働事業提案制度は主旨が異なりますので、同じ内容で2つの制度に申請することはできません。ただし、協働事業提案制度へ提案された事業で、書類選考（1次審査）において不採択となった事業については、事業の規模や内容によりますが、市民活動助成制度へ申請しなおすことが可能です。詳しくは市民自治課へお問い合わせください。

Q 3 市内に事務所を有してなければ、提案できませんか？

- A 市内に事務所がない場合でも、提案できます。
ただし、地域課題を解決し、市民の利益につながる成果が期待されなければならないため、活動場所が市内であることが必要です。

Q 4 団体の構成員が全員松戸市内に住んでいなければなりませんか？

- A 構成員の住所が市内、市外に関わらず、本制度への提案は可能です。
ただし、地域課題を解決し、市民の利益につながる成果が期待されなければならないため、活動場所が市内であることが必要です。

Q 5 助成金対象となる対象経費としてどのようなものがありますか？

- A** 対象となる経費は **4 助成金額について** の【対象経費】を参照して下さい。
なお、団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼、提案事業の核となる部分を委託する場合の委託費については、対象経費に含みません。その他、対象経費について不明な点は、市民自治課までお問い合わせ下さい。

Q 6 スタート助成とステップアップ助成の違いは何ですか？

- A** スタート助成は、従来の助成と変わらず助成金額 10 万円を上限とした部門です。新規事業立ち上げの際や既存事業を発展させたい場合にご活用いただけます。事業規模をさらに拡大したいという場合には、助成金額 30 万円を上限とするステップアップ助成を選択してください。
ただし、助成金額が高いステップアップ助成の審査をより厳格に行います。
また、団体の成長促進という側面がありますので、スタート助成からステップアップ助成、さらに進んで協働事業へと挑戦していただきたいという願いを込めています。

Q 7 同じ事業をスタート助成とステップアップ助成の両方に申請できますか？

- A** 一度に両方の助成部門に申請することはできません。
金額が異なれば事業規模も変わりますし、団体のほうでご負担いただく金額も助成金額が高くなれば同様に高くなりますから、事業規模や実績に応じて助成部門を選択してください。

Q 8 スタート助成を経ずに、最初からステップアップ助成を申請できますか？

- A** スタート助成を受けずに、ステップアップ助成を申請することは可能です。
ただし、事業規模や審査の厳しさ（ステップアップ助成は、スタート助成より厳格に審査されます）をよく検討し、どちらの助成に申請するかをお決めください。

Q 9 既に助成を2回受けた事業は申請できますか？

A 平成26年度実施事業までの助成を受けた回数は、スタート助成としてカウントされます。したがって、スタート助成を2回受けたとみなされ、スタート助成の申請はできませんが、ステップアップ助成の申請は可能です。

Q 10 講演会等の会場として、公共施設を早めに押さえることはできますか？

A 事業実施のサポートとして、公共施設を一般の使用よりも前に押さえ、公用として無料で使用することができます。公共施設の利用を考えている場合は、市民自治課へご相談ください。なお、打ち合わせなど、事業そのものでない使用については対象外ですのでご注意ください。

また、最終的な施設の利用許可はその施設の管理者の権限であり、希望の場所、日時を確約するものではありません。

なお、この対応は、市全体の公共施設の運用の見直しに伴い、今後変わることがあることをご留意ください。

* 協働のまちづくり基金 *

平成27年度は **市民活動助成事業**

8事業 を応援しています！

【スタート助成】 河原塚史 編纂事業	【スタート助成】 「カレーを食べる会」 事業	【スタート助成】 伝えたい大震災の記 憶・学びたい大震災の 体験の講演会・ワーク ショップ事業 Part2	【スタート助成】 認知症の啓発活動と 患者・家族の支援体制 づくり事業
【スタート助成】 けん玉で遊ぼう 事業Ⅱ	【スタート助成】 外国人の子ども支援 を考える事業	【スタート助成】 知っておくと安心！ 食品の安全な取り扱 い手帳を市民に手渡 ししたい～講演会の 実施等で～事業	【ステップアップ助成】 団塊シニア世代の 地域デビュー事業

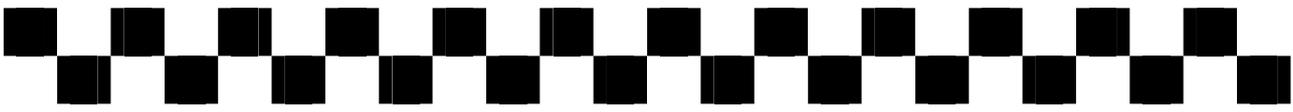
【 協働のまちづくり基金とは 】

市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。この基金がまちを明るく元気にする「市民活動助成制度」の原資となっています。

市では、皆様からの寄附金のほか、チャリティー自動販売機の設置を通じて基金を育成しています。市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

HP 松戸市トップページ ▶ くらし ▶ 市民活動 ▶ 協働のまちづくり（市民活動の活性化と協働の推進） ▶ 協働のまちづくり基金

http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/shiminkatsudou/kyoudou_machidukuri/kikin/index.html



協働のまちづくり基金 寄附者一覧 (平成26年度)

ご寄附頂きました皆様にお礼申し上げます。

★東京キリンビバレッジ株式会社 柏営業所

★ジェイティエースター株式会社

★コカ・コーライーストジャパン株式会社 松戸支店

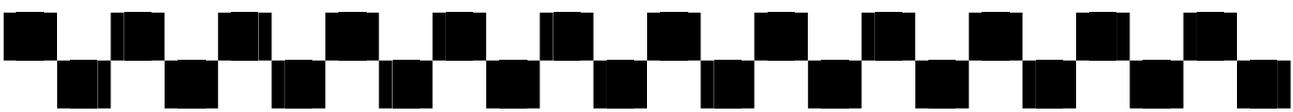
★株式会社 八洋 柏営業所

★洗濯屋あべ

★まつど似顔絵倶楽部

※公開希望のみ掲載

(申込受付順)



平成27年7月

発行

松戸市 市民部 市民自治課

〒271-8588 松戸市根本387-5

TEL 047-366-7062

FAX 047-704-4009

E-mail mshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp